

主な改正の概要（令和8年4月1日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 23.09 項	飼料用に供する種類の調製品	第 23.09 項の飼料用に供する種類の調製品に、抗菌剤を含有する飼料が含まれることを明確化（獣医用ではないもの）。
第 87.05 項	特殊用途自動車	第 87.05 項の特殊用途自動車に、装備された作業機械の操作部が運転室内に設置されているものを含むことを明確化。

主な改正の概要（令和8年4月1日適用）

分類例規第1部（国際分類例規）

HS 番号	品 目	概 要
第 2005.99 号	サクサクした軽いスナック	ひよこ豆の粉、米粉、青えんどう、黒豆等から成るスナックについて、ベーカリー製品ではなく、豆の調製品として第 2005.99 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2106.90 号	飲料製造用の調製品	相当量のビタミン C 及び天然オレンジ香料が添加された濃縮オレンジジュースについて、本来の性格を失ったとして果実のジュースではなく、調製食品として第 2106.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2309.90 号	飼料用の調製品	低たんぱく質大豆ミール、コクシジウム症薬及び加工助剤等から成り、鶏の飼養に使用される粉末状の添加剤のプレミックスについて、医薬品ではなく、飼料用の調製品として第 2309.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 2607.00 号	精鉱	主に方鉛鉱及び輝銀鉱を含有し、鉛の含有量が重量比 57.11%、銀の含有量が重量比 0.97%である粉末状の鉱石について、貴金属鉱ではなく、鉛鉱として第 2607.00 号に分類（通則 1 及び 3 (b)）。
第 2853.90 号	リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド	リチウム陽イオン (Li^+) 及びビス（フルオロスルホニル）イミド陰イオン ($[\text{N}(\text{SO}_2)_2\text{F}_2]^-$) により構成される単純なイオン性化合物について、ふつ素錯塩ではなく、リチウムとビス（フルオロスルホニル）イミドの塩として第 2853.90 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 3004.90 号	子羊及び子牛のコクシジウム症の臨床徴候を予防するための調製品	コクシジウム症薬及び賦形剤から成る獣医学用の経口懸濁液について、医薬品として第 3004.90 号に分類（通則 1 及び 6）。 ※3003.20/1、2 は削除
第 3602.00 号	多孔質粒状硝酸アンモニウム	鉱山や採石場で使用される爆薬の製造工程で用いられる硝酸アンモニウムを主成分とする混合物について、窒素肥料ではなく、爆薬として第 3602.00 号に分類（通則 1）。
第 4407.91 号	両面を縦にひいたオークの板（縁を処理していないもの）	かんながけ又はやすりがけされておらず、縁に樹皮の痕が残っているオークの板について、粗のものではなく縦にひいた木材として第 4407.91 号に分類（通則 1 及び 6）。

主な改正の概要（令和8年4月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 5208.59 号	なせんした綿織物	2本のたて糸が交互に2本のよこ糸の上下を通過する織物組織について、平織りのものではなく、その他の織物として第 5208.59 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 7116.20 号	ブレスレット	留金の内側に約 1 ミリメートルの合成宝石（ジルコニア）が付いたブレスレットについて、身辺用模造細貨類ではなく、合成の貴石の製品として第 7116.20 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 7314.41 号	金網	95%の亜鉛及び5%のアルミニウムの合金によりめっきした鋼線から成る金網について、亜鉛をめっきしたものとして第 7314.41 号に分類（通則 1（第 15 部注 5（a）及び注 6）及び 6）。
第 7326.20 号	鳥かご	鉄線製の側面及びプラスチック製の底部から成る鳥かごについて、家庭用品ではなく、その他の鉄鋼製品として第 7326.20 号に分類（通則 1、3（b）及び 6）。
第 8412.90 号	未塗装の風力タービンブレード	風力発電所で使用されるプロペラ型の風力タービンのブレードについて、発電機の部分品ではなく、原動機の部分品として第 8412.90 号に分類（通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6）。
第 8422.30 号	ハードカプセル充てん機	医薬品又は栄養補助食品の原材料を、経口摂取可能なハードカプセルに充てんする機械について、容器に充てんする機械として第 8422.30 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8543.40 号	加熱コイル内蔵の電子たばこ用ポッド	加熱コイルを内蔵し、気化機能を備えた電子たばこ用のポッドについて、電子たばこ及びこれに類する個人用の電氣的な気化用器具として第 8543.40 号に分類（通則 1、2（a））及び 6）。
第 8543.90 号	加熱コイルを有しない電子たばこ用カートリッジ	加熱コイルを有しない電子たばこ用のカートリッジについて、電気機器の部分品として第 8543.90 号に分類（通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6）。
第 8705.40 号	自己積載機能付きコンクリートミキサーローリー	キャビン及びシャシで構成され、コンクリート混合ドラムやリフティングアーム等から成る作業機器が恒久的に取り付けられた物品について、混合機ではなく、コンクリートミキサー車として第 8705.40 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 8716.40 号	セミトレーラー	移動映画館として使用するために観客用座席、投影スクリーン、空調設備、スピーカー、ビデオプ

(参考)

主な改正の概要（令和8年4月1日適用）

HS 番号	品 目	概 要
		ロジェクター等を備えたセミトレーラーについて、巡回劇場ではなく、その他のセミトレーラーとして第 8716.40 号に分類（通則 1 及び 6）。
第 9304.00 号	エアソフトガン	主にアルミニウムと鋼から成り、空気圧によりプラスチック小弾丸を発射するエアソフトガンについて、武器として第 9304.00 号に分類（通則 1）。
第 9505.10 号	ペンギンの形をしたプラスチック製のクリスマス用品	赤い帽子をかぶり、白い星又は雪の結晶が描かれた赤いマフラーを身に着け、手にはプレゼントを持ったペンギンの頭がスノードームの中に入った装飾品について、クリスマス用品として第 9505.10 号に分類（通則 1 及び 6）。